

第6章 投資財政計画

1. 投資財政計画

令和3年度から令和12年度の投資財政計画については、別紙のとおりです。

2. 投資計画

投資計画は、雨水対策、施設増設、改築更新（耐震化・耐水化含む）に必要な予算を計上した上で、各々の事業の実施時期を勘案して、各年度の投資額の平準化を図ります。

【経営戦略計画期間《令和3年度～令和12年度》の投資計画】

・雨水対策

令和4年までは、いろは呑龍トンネル整備等（約38億円）に重点配分し、早期の効果発現を図ります。

・施設増設

令和12年までは、木津川流域のE1系（約50億円）、E2系（約70億円）とその他関連施設（約50億円）、木津川上流流域7系（約10億円）、宮津湾流域の管渠二条化（約5億円）に重点配分し、完成に向けて推進します。

・改築更新（耐震化・耐水化含む）

長期的に施設のリスクを悪化させないために最低限必要な額として、10年間で約580億円を計上。

・投資全体

今後10年間の投資の見通しとして、毎年概ね82億円を計上。

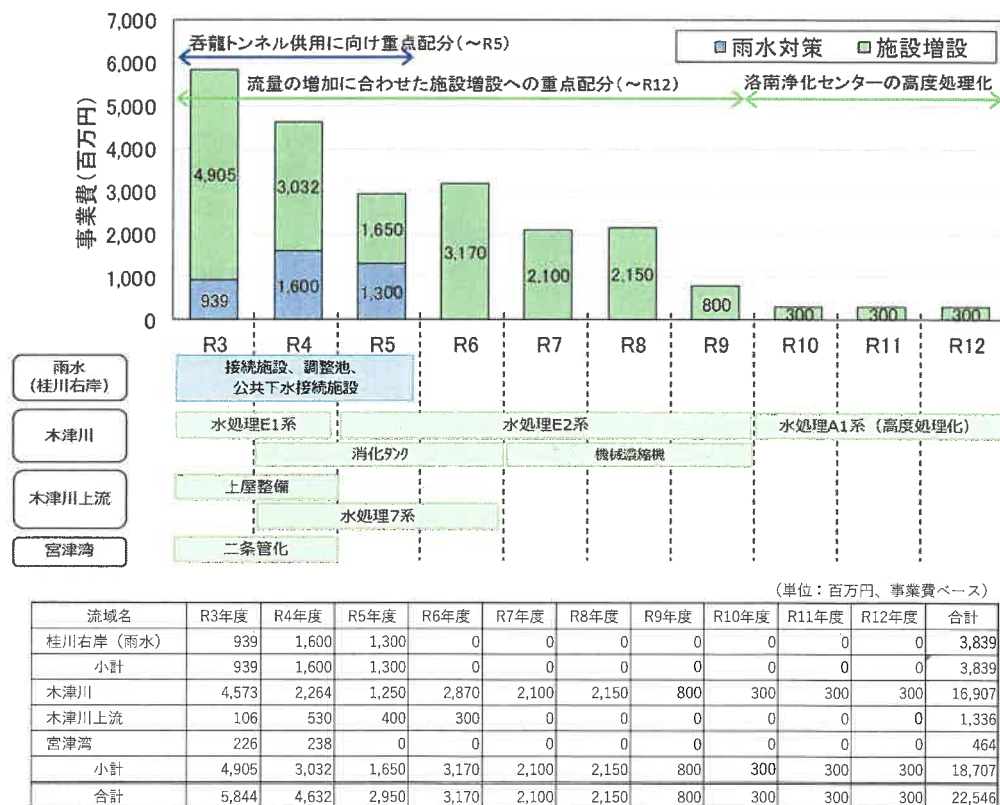


図 6.1 今後必要投資額の見通し（施設増設・雨水）

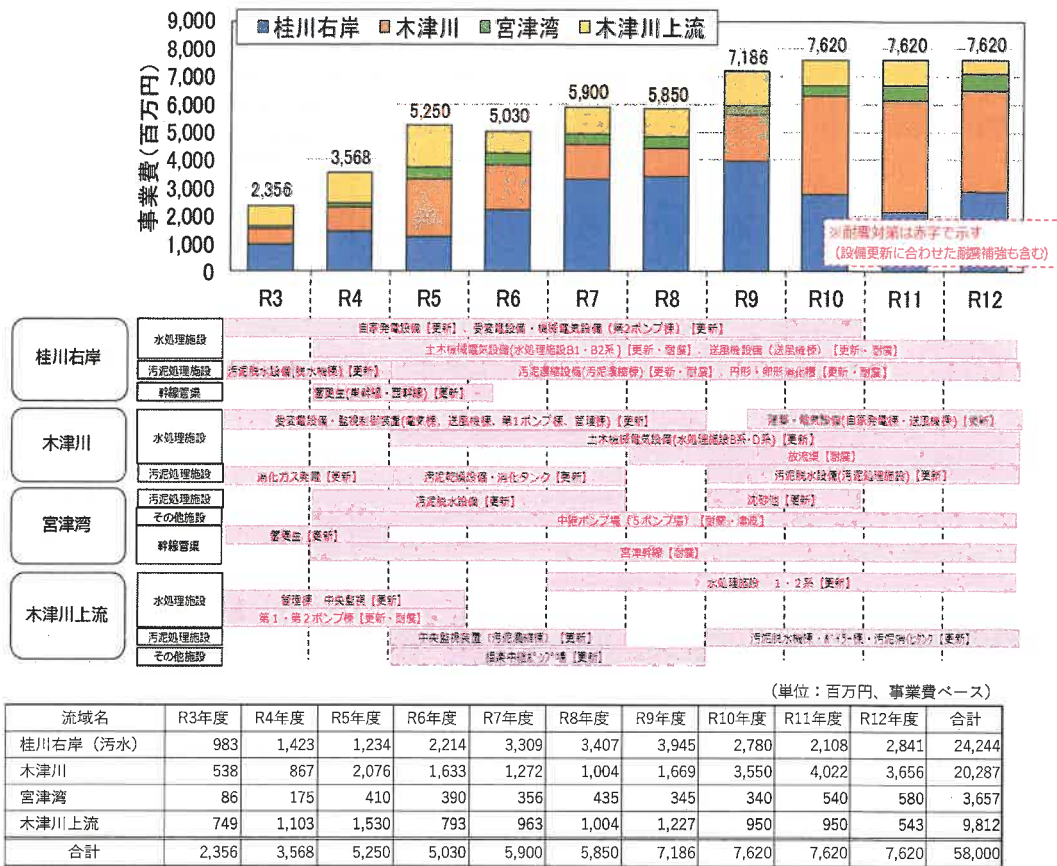


図 6.2 今後必要投資額の見通し（改築更新・耐震）

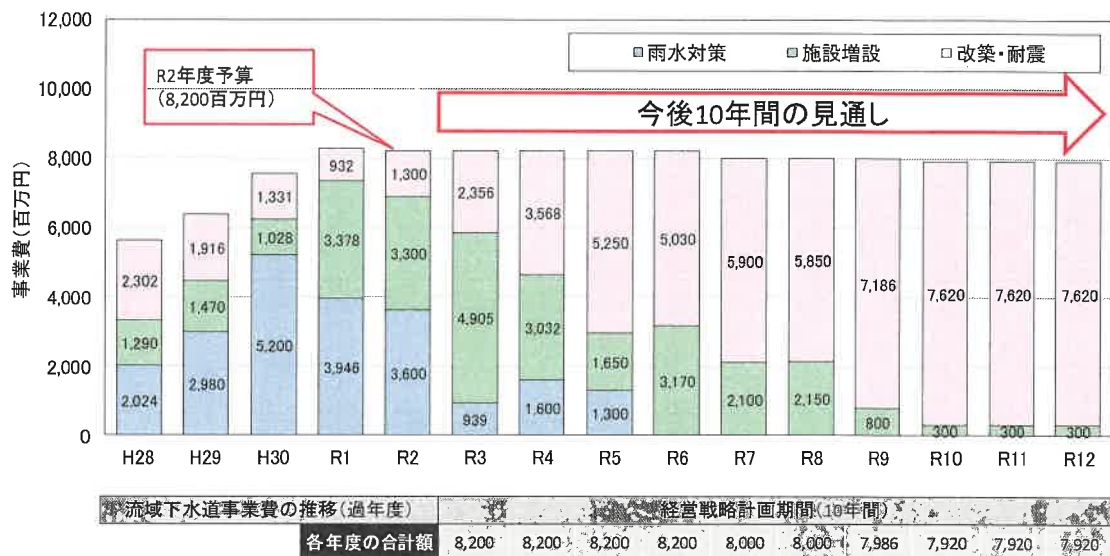


図 6.3 今後必要投資額の見通し（平準化後）

※本投資計画は、国庫補助が満額充当される前提の試算であり、また緊急的な施設整備や更新等により事業の優先順位や金額が変更になることがあります。

3. 維持管理計画

維持管理費については、運転管理委託料、電力費、修繕費など各項目で固定値と変動値に分け、今後の10年間の必要額を以下のとおり試算しています。

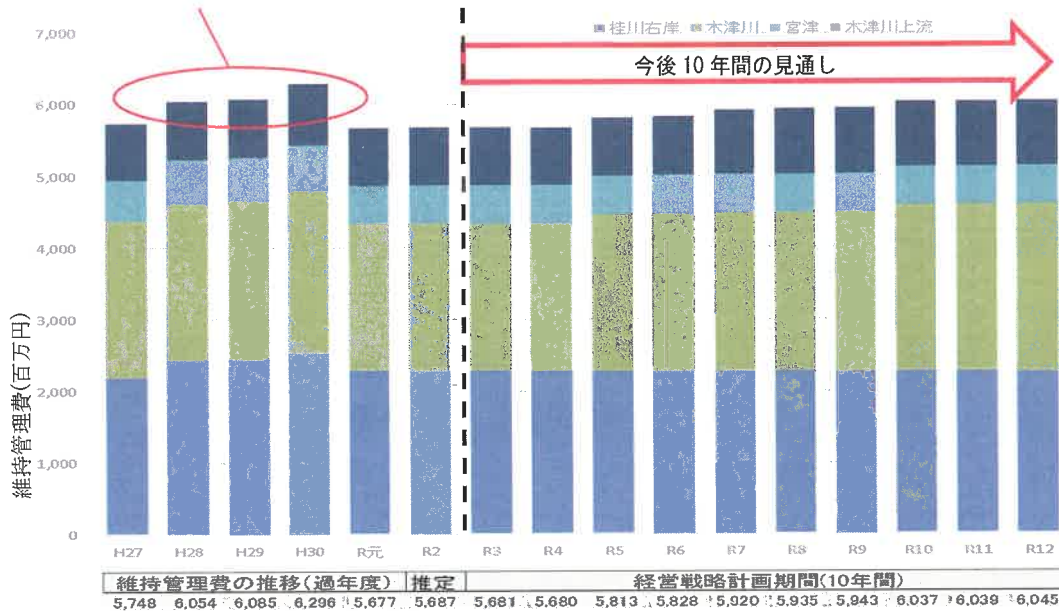
【経営戦略計画期間《令和3年度～令和12年度》の維持管理計画】

・維持管理全体

今後10年間の投資の見通しとして、毎年概ね57～60億円を計上。

さらなる汚泥の有効利用、省エネ設備の導入などを図り、維持管理費削減に努めます。

<桂川右岸>
焼却炉の使用不可（工事のため）による汚泥処分増
消化タンクの修繕工事による増



流域名	維持管理費の推移(過年度)												合計
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度			
桂川右岸	2,279	2,277	2,275	2,275	2,271	2,269	2,266	2,265	2,260	2,257	22,694		
木津川	2,052	2,053	2,183	2,193	2,203	2,213	2,223	2,318	2,326	2,336	22,100		
宮津湾	539	539	539	540	539	539	539	539	538	537	5,388		
木津川上流	811	811	816	820	907	914	915	915	915	915	8,739		
合計	5,681	5,680	5,813	5,828	5,920	5,935	5,943	6,037	6,039	6,045	58,921		

(単位：百万円)

<維持管理費>

内訳

推計方法

固定費（運転管理費、保守点検費等）

変動費（電力、薬品等）

修繕費

・固定費及び修繕費は、原則R1年度の実績額で固定

（洛南と木津上の水処理系増設分は、処理能力増量分に合わせて運転管理費等を上積み）

・変動費は水量に比例して、電力・薬品等を算出

図 6.4 今後必要投資額の見通し（維持管理）

4. 財源についての考え方

<計画期間内の取組方針>

- 1 公営企業会計による費用原則に従った市町負担金の算定に見直し、的確な経営状況を把握することを目指します。
- 2 安定的な経営を行うために、一定の運営に係る資金を確保します。

[参考] 流域下水道事業の費用負担の考え方

- ・建設費は国庫補助分を除いた地方負担分を府と市町で折半。(府・市町とも企業債充当)
- ・企業債の元利償還金は、地方交付税措置分を除いた地方負担分を府と市町で分担。
- ・維持管理費は必要経費を市町が負担。

なお、高度処理分等一部の経費は、府と市町の一般財源で負担。

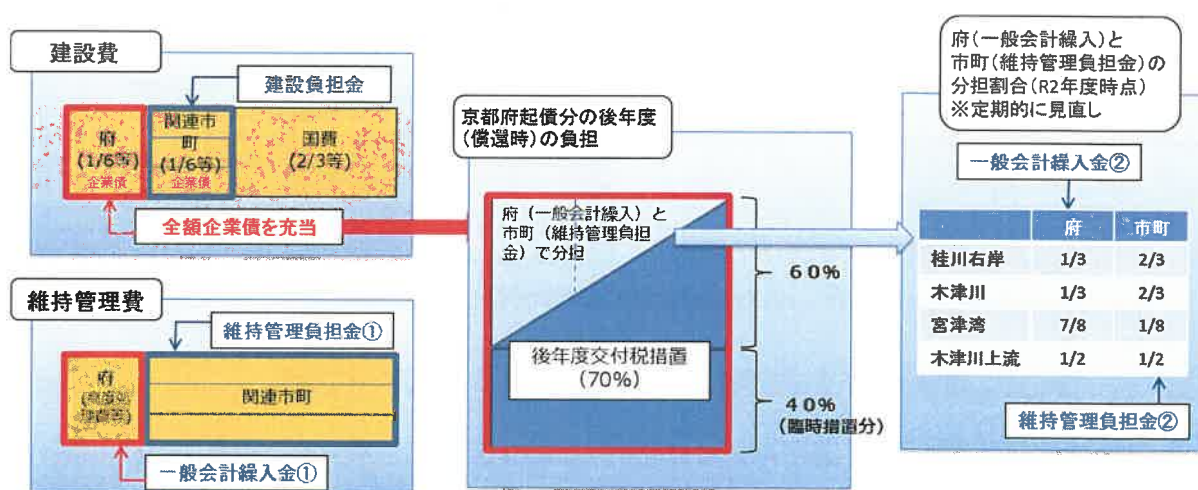


図 6.5 流域下水道事業の費用負担の考え方

(1) 令和元年度（公営企業会計初年度）決算の状況

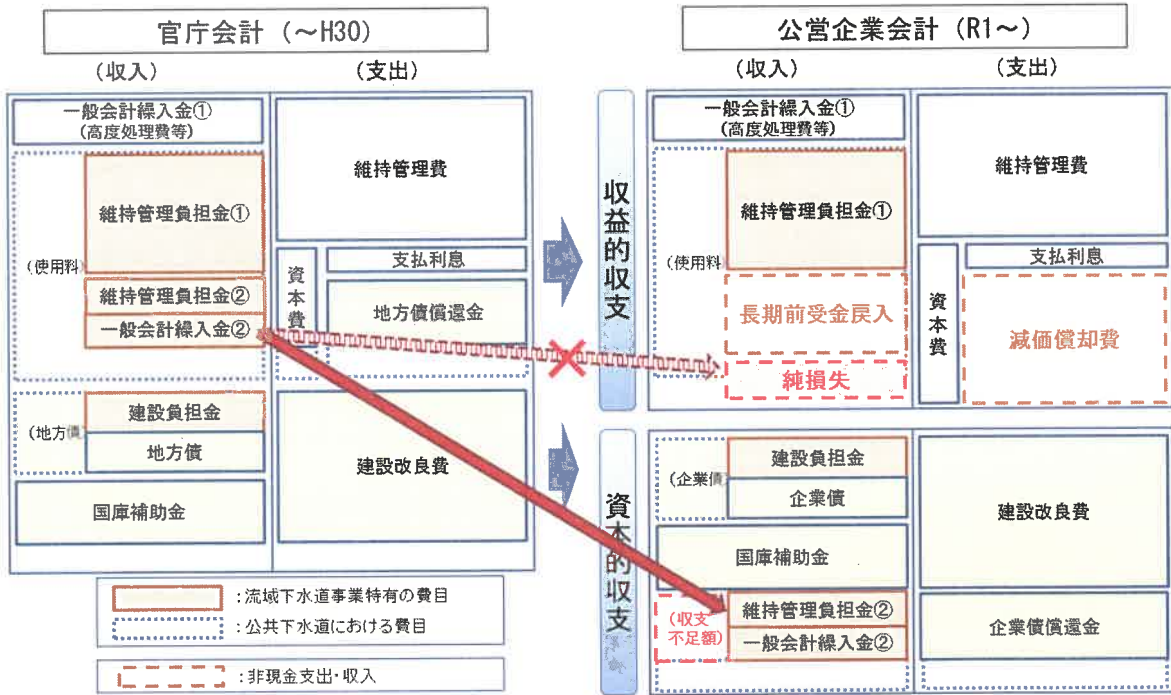
① 収益的収支

△1,409百万円の赤字

表 6.1 令和元年度の収益的収支

(単位:百万円)		(単位:百万円)	
収入	決算額	支出	決算額
第1款 流域下水道事業収益	16,666	第1款 流域下水道事業費用	18,075
第1項 営業収益	5,900	第1項 営業費用	17,320
第2項 営業外収益	10,673	第2項 営業外費用	459
第3項 特別利益	93	第3項 特別損失	296

<赤字の原因>



※流域下水道事業では建設負担金があるために、公共下水道事業と比較すると長期前受金戻入は増加、企業債（地方債）償還金は減少する。

図 6.6 京都府流域下水道事業の公営企業会計への移行

資本費に係る市町負担金②及び一般会計繰入金②について、現状は、企業債（地方債）償還に係るものとして現金ベースで算出していることから、資本的収支に計上しています。このため収益的収支の減価償却費に対応する収入がなく、純損失が生じています。

② 資本的収支

収支差引 △594 百万円（損益勘定留保資金で補填）

表 6.2 令和元年度の資本的収支

(単位:百万円)		(単位:百万円)	
収入	決算額	支出	決算額
第1款 資本的収入	11,834	第1款 資本的支出	12,428
第1項 企業債	4,349	第1項 建設改良費	8,275
第2項 出資金	1,300	第2項 企業債償還金	4,115
第3項 負担金	2,289	第3項 国庫補助金返還金	38
第4項 補助金	3,896		

③ 資金不足

運営資金が不足しています。

表 6.3 資金不足の状況

(単位:円)

流動負債(企業債、未払金等)	△ 9,668,155,961
建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,245,588,795
流動資産(現金・預金、未収金等)	5,874,648,415
翌年繰越額にかかる財源充当額	△ 1,497,479,622
計	△ 45,398,373

<運営資金不足の原因>

従来(一般会計)から市町負担金については、現金ベースによる精算を行っているため、余剰資金を持たない仕組みとなっています。

④ 課題

- ・ 公営企業会計移行に伴い構造的に生じている収益的収支の赤字。
- ・ 建設改良費及び資本費に係る市町負担金の算定が、公営企業会計による費用原則である減価償却費ベースとなっておらず、経営状況の的確な把握が困難。
- ・ 運営に係る資金の不足。

(2) 市町負担金等の算定方法の見直し

① 資本費に係る市町負担金等

資本費に係る市町負担金及び一般会計繰入金を減価償却費ベースで算定し、収益的収入に計上します。

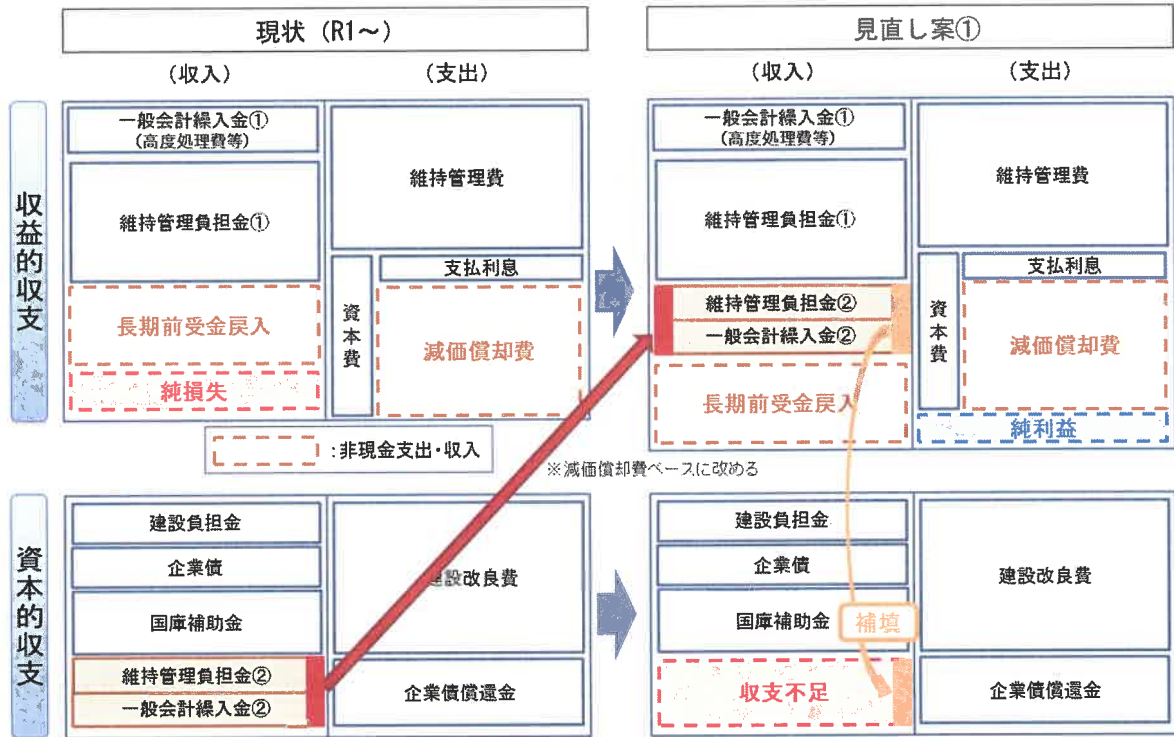


図 6.7 維持管理負担金に係る計上方法の見直し (案)

<改善される点>

- ・収益的収支の赤字が解消。
- ・現状よりも的確な経営状況の把握が可能。

<実施時期>

できるだけ早期に実施。(令和6年度頃を想定)

② 建設改良費に係る市町負担金

建設負担金を減価償却費ベースで算定し、収益的収入に計上します。

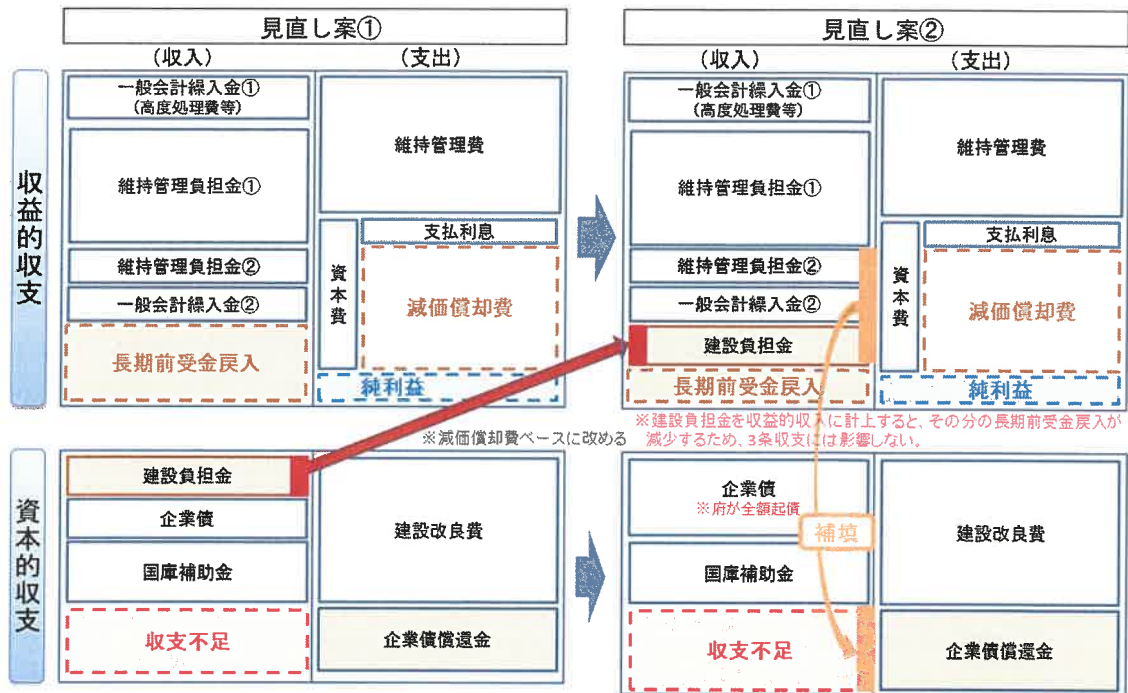


図 6.8 建設負担金に係る計上方法の見直し (案)

<改善される点>

公営企業会計による費用原則に基づくものとなります。

<実施時期>

課題を確認・解消した上で中長期的に実現します (今後 10 年間の財政収支見通しには未反映)。

(3) 運営に係る資金の確保

安定した運営のため、当面の目標として、中期的に「次年度企業債償還金の 50%」を目指すこととし、市町負担金額を設定します。

5. 今後 10 年間の財政収支見通し

(1) 今後 10 年間の財政収支見通し

見直し案①に基づく、今後 10 年間の見通しは、次のとおりです。

① 収入及び支出額の計上方法（算定条件）

- ・建設改良費は投資計画、維持管理費は維持管理計画による。
- ・令和 6 年度から資本費に係る市町負担金及び一般会計繰入金を収益的収入に計上。
- ・市町負担金については、以下のとおり算定。
 - 維持管理費に係るものについては、収支が 0 となるよう算定。
 - 資本費に係るものについては、令和 5 年度までは「企業債償還金（長期前受金戻入を除く）＋利息」、令和 6 年度以降は「減価償却費（長期前受金戻入を除く）＋利息」と負担金額が同額となるよう算定。
 - 建設改良費に係るものについては、令和 12 年度までは、収支が 0 となるように算定し、令和 13 年度以降は「減価償却費（長期前受金戻入を除く）」と同額になるように算定。
- ・令和 5 年度までの資産に対する資本費に係る負担金については、令和 5 年度末の固定資産未償却残高（長期前受金残高を除く）に対する企業債残高の割合を以後の負担金に乗じることで調整。
- ・国庫補助については、現行の制度で満額充当として計上。※
- ・企業債については、令和 2 年度の割合（国庫補助を除いた建設改良費 1/2）で計上。
- ・企業債償還に係る一般会計繰入金については、令和 2 年度と同様の割合（桂川右岸・木津川流域 1/3、宮津湾流域 7/8、木津川上流流域 1/2）で計上（実際には市町との協議により変更になることもある）。
- ・企業債償還金については、30 年償還（5 年据置元利均等）で計上。
- ・支払利息については、利率 0.40（年利）で計上（令和 2 年 4 月 1 日財政融資金利）。
- ・職員給与費については、令和元年度決算数値で算定。

※ 流域下水道事業は、公共的な性格が極めて強いことを踏まえて、国庫補助金や地方財政措置による財政支援制度が確立しており、今後も引き続き維持されるべきものであることから、財政収支見通しにおいては、近年の予算措置の状況も踏まえ、現行の財政支援制度により満額充当されることを前提に試算することとします。

② 収益的収支の見通し

		(単位:百万円)									
年度		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
金額		△ 870	△ 781	△ 841	331	22	88	84	86	0	△ 25

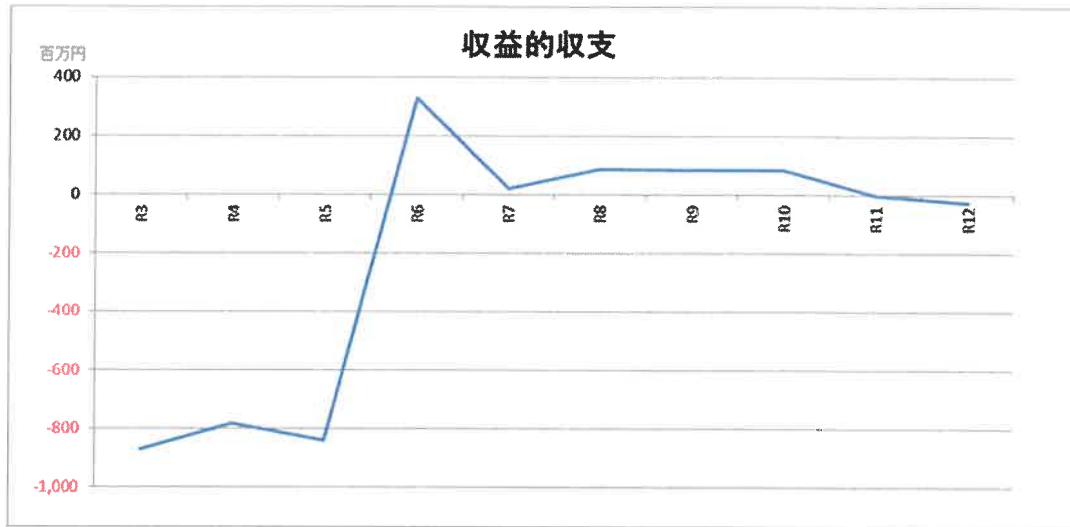


図 6.9 収益的収支の見通し

令和6年度から、資本費に係る市町負担金等を収益的収入とすることで、赤字解消。

③ 市町負担金及び現金残高の見通し

		(単位:百万円)									
年度		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
金額		7,207	7,280	7,378	7,325	7,368	7,402	7,421	7,478	7,501	7,491

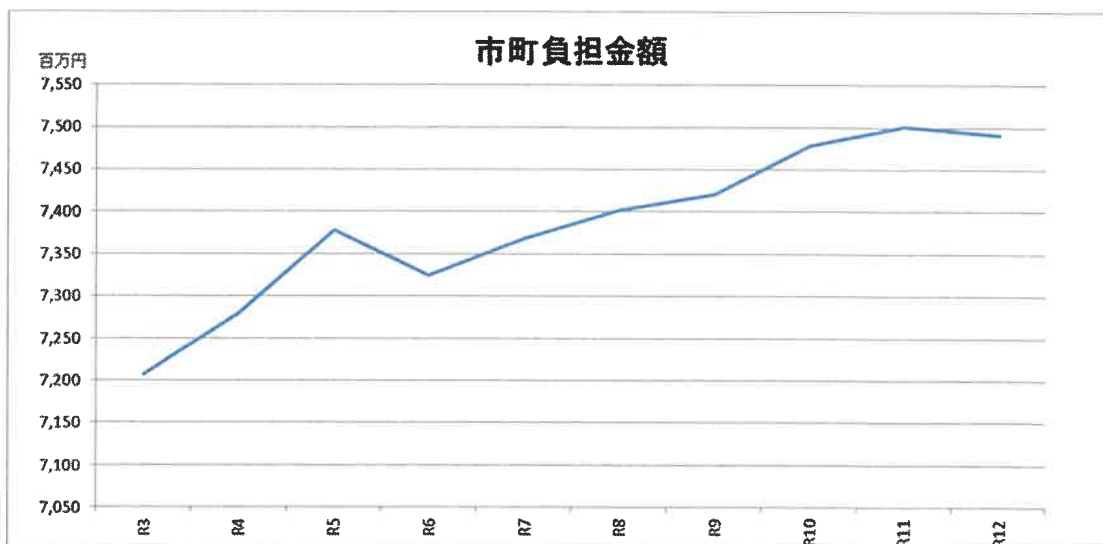


図 6.10 市町負担金額の見通し

令和6年度から減価償却費ベースとなるため、増加する。

(単位:百万円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
金額	332	332	332	425	536	639	745	857	990	1,116

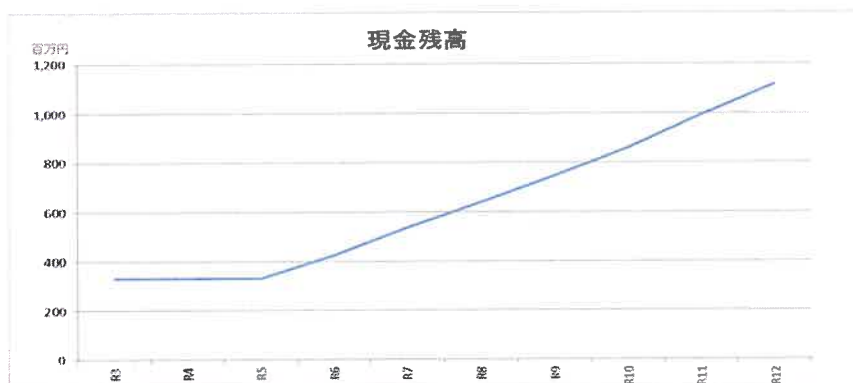


図 6.11 現金残高の見通し

令和6年度から、資本費に係る市町負担金等を収益的収入とすることで、現資産の耐用年数と企業債償還年数の差により、市町負担金が増加し、現金残高も増加する見込みです。

市町負担金額については、将来的に次年度企業債償還金の50%の現金残高を確保できる見込みであれば、計画より減額する等、柔軟に設定することも検討します。

(2) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組（今後検討予定の取組）

市町負担金の算定方法の見直し(第6章4(2)②(P.49)参照)への対応

令和13年度から建設改良費に係る市町負担金を収益的収入として計上します。その際、国庫補助金を除く建設改良費全額(現状の府起債分+市町負担分)を府が起債し、交付税を除いた額を市町が減価償却費ベースで負担します。

① 収益的収支

(単位:百万円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
財政試算	△ 870	△ 781	△ 841	331	22	88	84	86	0	△ 25	△ 80	△ 132	△ 161	△ 146
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
財政試算	△ 155	△ 200	△ 212	△ 255	△ 253	△ 252	△ 214	△ 204	△ 204	△ 151	△ 136	△ 108	219	369

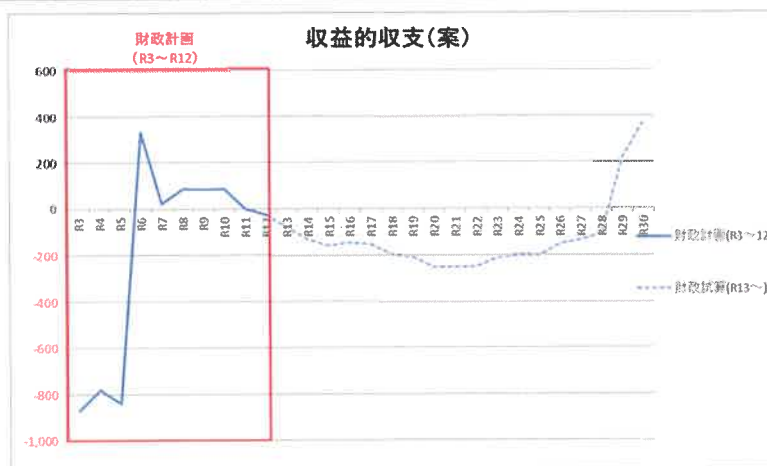


図 6.12 収益的収支

② 市町負担金

		(単位:百万円)													
年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
財政試算	7,207	7,280	7,378	7,325	7,368	7,402	7,421	7,478	7,501	7,491	6,060	6,117	6,148	6,191	
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
財政試算	6,241	6,286	6,317	6,393	6,425	6,467	6,500	6,545	6,582	6,620	6,651	6,707	6,718	6,736	

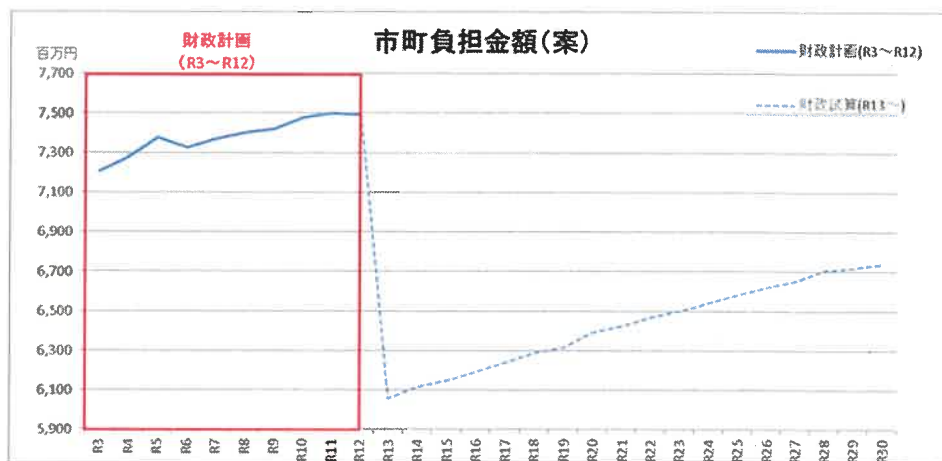


図 6.13 市町負担金

現状において、建設負担金は、毎年かかる分を市町で起債し、支払っていますが、令和13年度以降は、令和13年度資産（令和12年度までに負担金算出しているものを除く）からの減価償却費ベースで算出し負担することとなります。

③ 現金残高

(単位:百万円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
財政試算	332	332	332	425	536	639	745	857	990	1,116	1,240	1,440	1,693	1,991
次年度企業債償還金1/2				690	633	699	725	753	761	782	769	754	749	777
年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
財政試算	2,347	2,761	3,184	3,654	4,125	4,604	5,091	5,594	6,103	6,617	7,138	7,667	8,155	8,611
次年度企業債償還金1/2	793	789	787	789	797	800	802	810	817	822	824	841	865	888

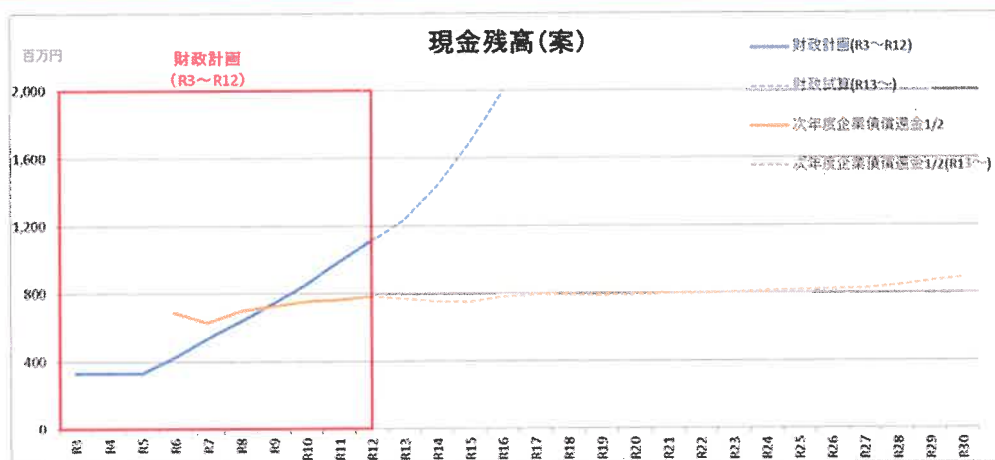


図 6.14 現金残高

※本財政試算は、第6章5(1)①(P.50)のとおり、「収支0」又は「減価償却費と同額」で市町負担金を算定しているものであり、実際の負担額については、「減価償却費ベースでの算定」「次年度企業債償還金の50%の資金確保」を見据え、その時々々の状況を踏まえて市町と協議し決定します。

(3) 一般会計繰入金について

資本費に係る交付税措置を除いた実質地方負担分については、府の一般会計繰入金と市町で負担割合を定めており、段階的に見直してきているところです。これまでの経緯や流域毎の状況も十分に踏まえつつ、引き続き定期的に見直しを行います。

<府の負担割合の推移>



図 6.15 府の負担割合の推移

(4) 今後の取組の方向性

市町負担金の算定方法を段階的に見直し、公営企業会計としてあるべき姿（損益計算に基づく経営状況の的確な把握）に改めるとともに、健全な経営状態を目指します（赤字解消、運営資金確保）。

① 資本費に係る収入を減価償却ベースで算定し、収益的収入に計上。

（これまでは、現金ベースで算定し、資本的収入に計上）

これにより、計上方法に起因する赤字が解消。

→できるだけ早期に実現していきます。

② 建設改良費に係る収入を減価償却ベースで算定し、収益的収入に計上。

（これまでは、現金ベースで算定し、資本的収入に計上）

→制度面や市町負担等について課題を確認し、解消した上で中長期に実現を目指します。

③ 運営資金の確保

→中期で「次年度企業債償還金の50%」を目指します。

また、将来的に資金残高に余裕ができる場合には、より柔軟で機能的な財政マネジメントを行います。

<具体例>

- ・市町負担金改定時に、その時点での資金残高及び将来見込み（計画）に基づき、負担金額を調整。負担金額の一部を先送り、一度に大きな投資が必要になった場合におけるピークの緩和等。
- ・各年度での資金残高及び将来見込み（計画）に基づき、償還期間及び据置期間の短縮（利息の軽減）。

（例：起債30年償還⇒15年償還にした場合の利息減額）

表 6.4 利息減額

		(単位：百万円)																			
年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
金額(利息減額分)	0	0	0	△1	△1	△1	△4	△7	△10	△12	△15	△19	△21	△24	△27	△29	△31	△34	△36	△38	

なお、以上の取組の実施にあたっては、流域関連市町への負担についても十分留意し、理解をいただける形で進めていくものとします。